

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都江戸川区新堀一丁目15番7号

氏名 逆瀬川株式会社  
代表取締役 谷口 良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 元年12月14日

許可の有効年月日 令和 6年12月13日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

破砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上 6種類)

## 2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都墨田区東墨田二丁目9番8号

## 3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から18時までとすること。ただし、破砕機の稼働時間は8時間とすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 16年 12月 14日 新規許可  
令和 元年 12月 14日 更新許可 第3回

## 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号

第13-20-102956号

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都墨田区東墨田二丁目9番8号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎 ※	廃プラスチック類	3.04(t/日)	4.87(t/日)	平成16年9月14日		
	紙くず	2.61(t/日)				
	木くず	4.78(t/日)				
	繊維くず	1.04(t/日)				
	金属くず	9.83(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	8.70(t/日)				
破 碎	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ(いずれも水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)		8640(本/日)	平成30年3月22日		

※ 水銀使用製品産業廃棄物及び特定家庭用機器再商品化法対象物を除く。

(以下余白)